

第五次長野市男女共同参画基本計画の策定について

1 趣旨

第四次長野市男女共同参画基本計画が令和3年度で計画期間が満了となるため、次期基本計画の策定に向けた検討を行います。

この基本計画は、長野市男女共同参画推進条例に基づき、市長が長野市男女共同参画審議会に諮問し、審議会から市長へ答申し、これを受けて市長が基本計画を策定します。

2 策定スケジュール(案)

| | | |
|------|--------|--|
| 令和2年 | 11月11日 | 市長から審議会への諮問 令和2年度 第2回審議会（計画策定方針（案）の審議） |
| 令和3年 | 2月19日 | 令和2年度 第3回審議会（施策体系（案）等の審議） |
| | 5月 | 令和3年度 第1回審議会（答申（案）の審議） 男女共同参画に関する市民意識と実態調査の実施 |
| | 7月 | 令和3年度 第2回審議会（答申（案）の審議） |
| | 9月 | 令和3年度 第3回審議会（答申の確定） |
| | 10月 | 審議会から市長へ答申 |
| | 12月 | 基本計画素案公表・パブリックコメントの実施 |
| 令和4年 | 2月 | 令和3年度 第4回審議会（原案の審議） |
| | 3月 | 第五次基本計画策定（記者発表） |

3 第五次長野市男女共同参画基本計画の方向性について

(1) 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2027）年度までの5年間を計画期間とします。

(2) 構成

概ね、以下の内容を記載する方向で策定を進めます。

- ① 総論（計画の概要、本市を取り巻く状況、第五次計画の基本的な考え方など）
- ② 施策の展開（計画の基本的な方向、女性活躍推進など）
- ③ 実施計画（施策体系別の計画など）
- ④ 計画進行管理と評価（進行管理の概要、計画進捗状況の評価指標など）
- ⑤ その他（関係法令など）

(3) 計画策定に向けた基本的な考え方

長野市男女共同参画推進条例第3条に規定している以下に掲げる5つの事項を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定に参画する機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際社会の動向への配慮

(4) 計画の位置付けと性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画であるとともに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍を推進する「市町村推進計画」と一体のものとして作成します。また、本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画」を補完し、具体化するものです。

(5) 計画の重点目標

長野市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指した具体的な内容を「3つの重点目標」とします。

- ① あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり
- ② 安心・安全に暮らせる社会づくり
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

4 第五次長野市男女共同参画基本計画体系(案)について

第四次長野市男女共同参画基本計画の施策体系は、「4つの基本的な方向 【学び】【実践】【調和】【尊重】」と、これに基づく16の「施策」、50の「具体的施策」によって構成されてきました。

第五次基本計画においては、市民や事業者等への分かりやすさを基本にしつつ、計画が求める重点目標を明確に打ち出した施策体系を整理することとしました。

長野市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指した次の具体的な内容を「3つの主要課題」とし、「(3つの主要課題に基づく)8の個別課題」から計画の体系を構成します。

◆第五次基本計画の施策体系(案)



5 持続可能な開発目標(SDGs)との関連について

平成 29 (2015) 年 9 月に国連で持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された 17 のゴール (目標) のうち、関連するものを示します。
 (「SDGs 長野市版評価視点」は、資料 3-2 のとおり)